

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月11日（金）午後1時34分から午後2時40分
2. 開催場所 里庄町福社会館 2階 研修室
3. 出席委員 12人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職 名	番号	氏 名	出欠の別	職 名	番号	氏 名	出欠の別
委 員	1	岡村 咲津紀	出	会長職務代理者	8	平野 耕平	出
〃	2	高田 卓司	〃	委 員	9	平野 俊一	〃
〃	3	高田 光國	〃	会 長	10	吉田 龍平	〃
〃	5	辻田 樫市	〃	推進委員	1	遠藤 和宏	〃
〃	6	中務 智紀	〃	〃	2	大内 紀章	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	神原 公子	〃

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について

議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

6. 会議の概要

議 長

ただ今から令和7年第7回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、農業委員9名、推進委員3名の計12名であり、総会開催の定足数に達しており総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、2番高田卓司委員、3番高田光國委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています、議案第12号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第12号について、ご説明いたします。

整理番号は、15と16でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人は両方とも●●●●さんとなっておりますので、以後、省略し説明させていただきます。

整理番号15は、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆で、地目は畑、面積は58㎡です。

整理番号16は、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆で、地目は畑、面積は215㎡です。

本件は、売買による農地取得で、それぞれの譲渡人との関係は他人です。

今回、譲受人が増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われま。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

譲受人が増反を目的に申請がありました。

譲渡人が、今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議 長 ただいまの事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等
ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第12号、整理番号15及び16は、
許可と決定します。

続きまして、整理番号19について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号は、19でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可
申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は2筆で、地目は全て田、面積は合計で1, 283㎡です。

本件は売買による農地取得で、二人の関係は他人です。

今回、譲受人が増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われまし
た。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時
従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許
可要件は満たしていると思われます。

以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番 申請地は、●●分館に位置し、現在、一部耕作している、一部耕作してい
ない状況です。

譲受人が増反を目的に申請がありました。

譲渡人が、今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との
間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議 長 ただいまの事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等
ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第 12 号、整理番号 19 は、許可と決定します。

事務局 続きまして整理番号 21 について、事務局より説明をお願いします。
整理番号は、21 でございます。
本件は、農地の所有権移転に係る農地法第 3 条に基づく所有権移転許可申請でございます。
譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。
申請地は 2 筆で、地目は全て畑、面積は合計で 322 m²です。
本件は売買による農地取得で、二人の関係は他人です。
今回、譲受人が増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。

以上です。
議長 事務局からの説明が終わりました。
● 番 次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。
申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。
譲受人が増反を目的に申請がありました。
譲渡人が、今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。
議長 ただいまの事務局説明、農地法第 3 条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第 12 号、整理番号 21 は、許可と決定します。

事務局 続きまして、議案第 13 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。
それでは議案第 13 号について、ご説明いたします。
整理番号は、17 と 18 でございます。
本件は、農地の使用目的の変更、及び、所有権移転に係る農地法第 5 条に基づく申請でございます。

譲受人は両方とも、●●●●さんとなっておりますので、以後、省略し説明させていただきます。

整理番号１７は、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、１筆で、地目は畑、面積は１２２㎡です。

整理番号１８は、譲渡人、●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、１筆で、地目は畑、面積は２０８㎡です。

今回、譲受人が、個人住宅の建築を目的に申請が行われました。

以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番 申請地は●●分館に位置し、現在、耕作している状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との境界部分にブロック擁壁を設置し、隣接地へ土砂が流出しないように計画されています。

雨水については、自然透水及び敷地内に枒を設け、既存水路へ接続します。

生活排水については、下水道へ接続し処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風については、一般的な平屋建て住宅であるため問題はないと判断します。

以上です。

議 長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局 農地の区分は、第３種農地と判断しております。

転用目的は、個人住宅の建築であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございしますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必

要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの条件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えます。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。

以上です。

議 長 ただいまの事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第13号、整理番号17及び18は、許可と決定します。

続きまして、整理番号20について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号は、20でございます。

本件は、農地の使用目的の変更、及び、所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、1筆で、地目は畑、面積は64㎡です。

今回、譲受人が露天駐車場の整備を目的に申請が行われました。

なお、この農地については、前回6月の総会で、3条による農地取得として申請がなされ、審議し、許可したところですが、申請者から、計画を変更することと令和7年6月19日付けで取下届が提出されたため、受理し、許可の取り消しを行っております。

以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

● 番 次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、東側と南側が道路に面しており、現状、東側は道路面よりも若干低くなっています。

また、南側は石積みと生垣がありますが、新たに造成の予定はないとのことで、土砂の流出は問題ないと判断します。

雨水については、自然透水としており、北側の宅地部分から雨水が流入しないよう、境界部分にコンクリート土留めを設置するよう計画されています。

生活排水については、露店駐車場のためありません。

近隣農地への日照及び通風については、露店駐車場のためありません。

以上です。

議 長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局 農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は、露天駐車場の整備であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議 長 ただいまの事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第13号、整理番号20は、許可と決定します。

以上をもちまして、令和7年第7回総会を閉会いたします。